

## ☆ 「告訴・告発センター」を設置しました ☆

警察本部の刑事企画課及び各警察署の刑事課に、  
告訴・告発を受付する「告訴・告発センター」を設置しました。

- ◎ 告訴・告発って、何？
- ・ 告訴とは：犯罪の被害者、その法定代理人などが、捜査機関に対して、口頭又は書面で、犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めることです。
  - ・ 告発とは：犯罪の被害者その他告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めることです。
- ◎ 告訴や告発をするには、要件があります。
- 犯罪の事実確認  
ある程度、いつ、どこで、誰に、何をされたのかなどを説明していただく必要があります。
  - 処罰の意思表示  
犯人の処罰を求める意思表示が必要となります。
  - 書面又は口頭での申告
    - ・ 書面とは、告訴状(告発状)などを指します。
    - ・ 口頭とは、直接、口頭で説明することを指し、電話では受理できません。
  - 告訴・告発の期間  
犯罪によって、告訴や告発ができる期間が定まっていますので、ご相談ください。
- ★ 被害を受けたので犯人を処罰してほしいという方、直接の被害は受けていないが犯人を訴えたいという方は、一人で悩まず、まずは、告訴・告発センターに相談してみましよう ★

電話の場合は、  
警察本部 刑事企画課 018-863-1111(代)  
五城目警察署 刑事課 018-852-4100  
に電話して、「告訴・告発センターへ」と教えてください。

